神戸まどか園居宅介護支援事業所 重要事項(抜粋)

1. 運営法人

(1)法人名 社会福祉法人 正久福祉会

(2)法人所在地 兵庫県宍粟市一宮町福知571番地

 (3)代表者氏名
 理事長 上田 芳史

 (4)設立年月日
 昭和62年3月30日

(5) 事業者指定 神福監第 3058号 2870603608 指定年月日 令和4年4月1日

(6)施設名称 神戸まどか園居宅介護支援事業所

(7)施設所在地 兵庫県神戸市長田区大丸町1丁目5番1号 (8)電話番号及びFAX番号 TEL:(078)646-3111 FAX:(078)646-3112

(9)管理者氏名 和田真優子 (10)通常の事業の実施地域 神戸市全域

(11)営業日及び営業時間 月曜日~金曜日 午前9時~午後6時(12月30日~1月3日は除く)

2. 併設事業

事業の種類	神戸市の事業者指定	指定年月日	利用定員
特別養護老人ホーム	2870603079号	平成28年4月1日	80名
ユニット型短期入所生活介護(予防)	2870603293号	平成30年11月1日	18名

3. 当事業の運営方針

- ① ご契約者が要介護状態等となられた場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活が出来るよう配慮し、ご契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、ご契約者及びそのご家族の選択に基づき適切な介護保険サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して援助・調整を行います。
- ② ご契約者の意志及び人格を尊重し、常に、ご利用者の立場に立ち、ご契約者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事なく、公正中立に行います。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生省令第38号、平成11年3月31日)」第13条の具体的取り扱い方針を遵守します。

4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護支援専門員(ケアマネージャー)	1名以上	1名

5. サービスの利用料金

*居宅介護支援費

居宅サービス計画(ケアプラン)作成費	要介護1・2	要介護3・4・5
基準となる利用料	11,772 円	15,295 円
ご負担額	0 円	0 円

*その他の加算

- •初回加算 •退院退所加算
- ・入院時情報連携加算(I・II) ・ターミナルケアマネージメント加算
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 ・通院時情報連携加算
- ・体制に合わせて特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Aになる場合があります。
- ※加算につきましては、お問い合わせ下さい。(ご契約者のご負担は、ありません。)

6. 介護保険給付対象外サービス

ご利用サービス	利用料金
○複写物の交付	1枚の複写につき10円(カラーは40円)
○父連賃(仲尸巾凶は無科)	神戸市を出た地点より、ご自宅までの往復走行距離において、1キロメートル毎に20円を別途頂きます。但し、管理者が、利用者等の状況により、交通費の減額、免除が必要と判断した場合は、交通費を減額又は免除することがあります。

7. 苦情解決窓口の設置

艺桂巫母吐明		上共0時 - 左然6時	`串级 件	070 646 9111
苦情受付時間	月曜日~金曜日 4	午前9時~午後6時	連絡先	078-646-3111
苦情受付担当者	管理者:和田 真優-	子		
苦情解決責任者	施設長:米谷 友博			
第三者委員会	藤田 和也(弁護士)	在賀孝介(監事) 松本 真	明(地域代表)
苦情解決の方法	苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受付します。 また、第三者委員にも直接申し出することが出来ます。			

8. その他苦情受付機関(行政関係機関)

関係機関名	電話番号	受付時間	
神戸市福祉局監査指導部	(078) 322-6326	8:45~12:00 13:00~17:30(平日)	
養介護施設従事者等による高齢者 虐通報専用電話(監査指導部内)	(078) 322-6774	8:45~12:00 13:00~17:30(平日)	
(介護保険サービスに関すること) 兵庫県国民健康保険団体連合会	(078) 332-5617	8:45~17:15(平日)	
(サービスの質や契約に関すること) 神戸市消費生活センター	(078) 371-1221	9:00~17:00(平日)	

※事業計画・事業報告・財務内容等については、掲示していますので、ご自由に閲覧できます。